

海上衝突予防法の一部を改正する法律

(平成一五年六月四日法律第六三号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(扇千景君) ただいま議題となりました油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

……………(略)……………

次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船舶交通の安全を図るための海上交通の基本ルールにつきましては、その国際性にかんがみ一八八九年以来国際規則が作成され、主要海運国はいずれもこれらの国際規則をそれぞれ国内法化してきております。我が国におきましても、明治二十五年に海上衝突予防法が制定されて以来、国際規則に対応して、数度の改正を経て今日に至っております。

今般、二〇〇一年十一月の国際海事機関総会において、号鐘の備付けに関する事項等について、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の一部改正案が採択され、本年十一月二十九日から発効することとなりました。

我が国としても、海上衝突予防法を改正し、同国際規則の改正を取り入れ、国内法を整備する必要があります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律案では、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けが不要な船舶の範囲を拡大する等の改正を行うこととしております。

以上が油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一五年四月一八日)

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、近年のタンカー事故の特徴、我が国及び世界におけるタンカー事故の防止対策、国際油濁補償基金が補償する損害等の範囲、欧州独自の油濁補償基金設立の動きと追加基金制度の構想、座礁・放置船舶等

に関する検討会の取組状況、号鐘を備えることを要しない船舶の範囲拡大の理由、表面効果翼船実用化の可能性その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一五年五月二九日）

河合正智君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

……………（略）……………

次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備えつけに関する規制を緩和するなどの措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十六日に本委員会に付託され、翌二十七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案につきましては、改正後の船舶所有者の責任限度額の妥当性、油濁防止策の現状と今後の方針などについて、海上衝突予防法の一部を改正する法律案につきましては、号鐘の使用実態、海難防止策などについて、議論が行われました。同日質疑を終了し、採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。